

第3章 防災組織

第1節 趣 旨

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、総合的に災害対策を運営するため、本章では防災に関する組織及びその運営に関する事項を定める。

本市における防災行政を総合的に運営するための組織として富良野市防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

第2節 組織計画

この計画は、災害対策本部体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

■防災体制

1. 富良野市防災会議

防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図ることとする。防災会議の編成及び運営は、富良野市防災会議条例（昭和41年条例第50号）の定めるところによる。

（第1章総則第4節P2：富良野市防災会議）

（資料編1-1：富良野市防災会議条例）

2. 富良野市災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び富良野市災害対策本部条例（昭和41年条例第51号）に基づき、災害対策本部を設置することができる。また、設置後は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

（資料編1-3：富良野市災害対策本部条例）

(1) 本部組織

本部の組織は別図1（P39）のとおりである。

(2) 本部の事務分掌

本部の事務分掌は別表1（P40）のとおりである。

(3) 本部の設置

本部は、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象に関する警報が発せられ、必要があると認めるとき。
- エ 市に気象特別警報が発表されたとき。
- オ 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- カ 火山現象の予報・警報が発表され、火山噴火による大規模な被害の発生が予想されるとき。

(4) 本部の廃止時期

市長は、災害発生のおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策が概ね完了したときは、本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

市長は、本部を設置したときは、速やかに本部員、防災関係機関等に通知する。なお、廃止した場合もこれに準ずる。

(6) 本部の設置場所

本部は、市役所内に設置する。なお、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、総合保健センター内に設置する。この場合には、速やかにその旨を関係機関に連絡する。

(7) 現地災害対策本部の設置

- ア 市長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- イ 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- ウ 現地本部長は、常に本部と連携し、的確な指示・情報交換により適切な措置を講ずる。

4. 市職員の動員配備

(1) 本部は、被害の防御及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。

なお、本部が設置されない場合であっても、市として非常配備体制をとる必要があるときは、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。

(2) 非常配備基準

区 分	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
第1非常配備 (初動体制)	○局地的に災害の発生するおそれがあるとき。 ○その他必要により本部長	初期の災害対策活動に当たるとともに、状況によつ	各対策部長、本部班、庶務班、広報班

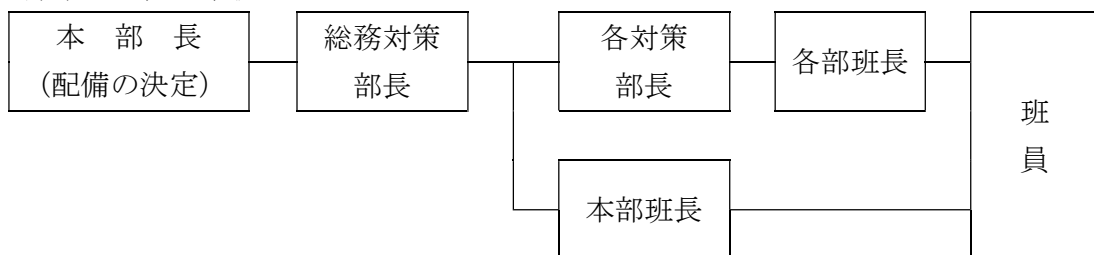
	が非常配備を指令したとき。	てさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制	
第2 非常配備 (出動体制)	○局地的に災害が発生し、初期の災害対策を取る必要があるとき。 ○その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	関係各対策部・班の所管の人員をもって当たるもので、状況によってそれぞれの応急活動ができる体制	各対策部が定める人員
第3 非常配備 (総動員体制)	○全域にわたる災害が発生するおそれがあるとき、又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が非常配備を指令したとき。 ○予想されないような重大な被害が発生したとき。 ○気象特別警報が発表されたとき。	本部員全員をもって当たるもので、総力を挙げて応急活動に対処する体制	全員

(3) 配備体制の確立

本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を関係対策部長に指令し、関係対策部長は直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。

(4) 職員の動員体制

ア 非常時の伝達系統



イ 休日、夜間の伝達系統

警備員は、次に掲げる情報を覚知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、関係部課長及び関係職員に通知する。

- ①災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通知されたとき。
- ②自ら災害発生的事实を覚知し、緊急措置を実施する必要があると認めたとき。
- ③災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めたとき。
- ④災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。また、通信途絶等により職

員との連絡がとれない場合は、各職員が状況を判断して自主的に参集することとする。

5. 本部の運営等

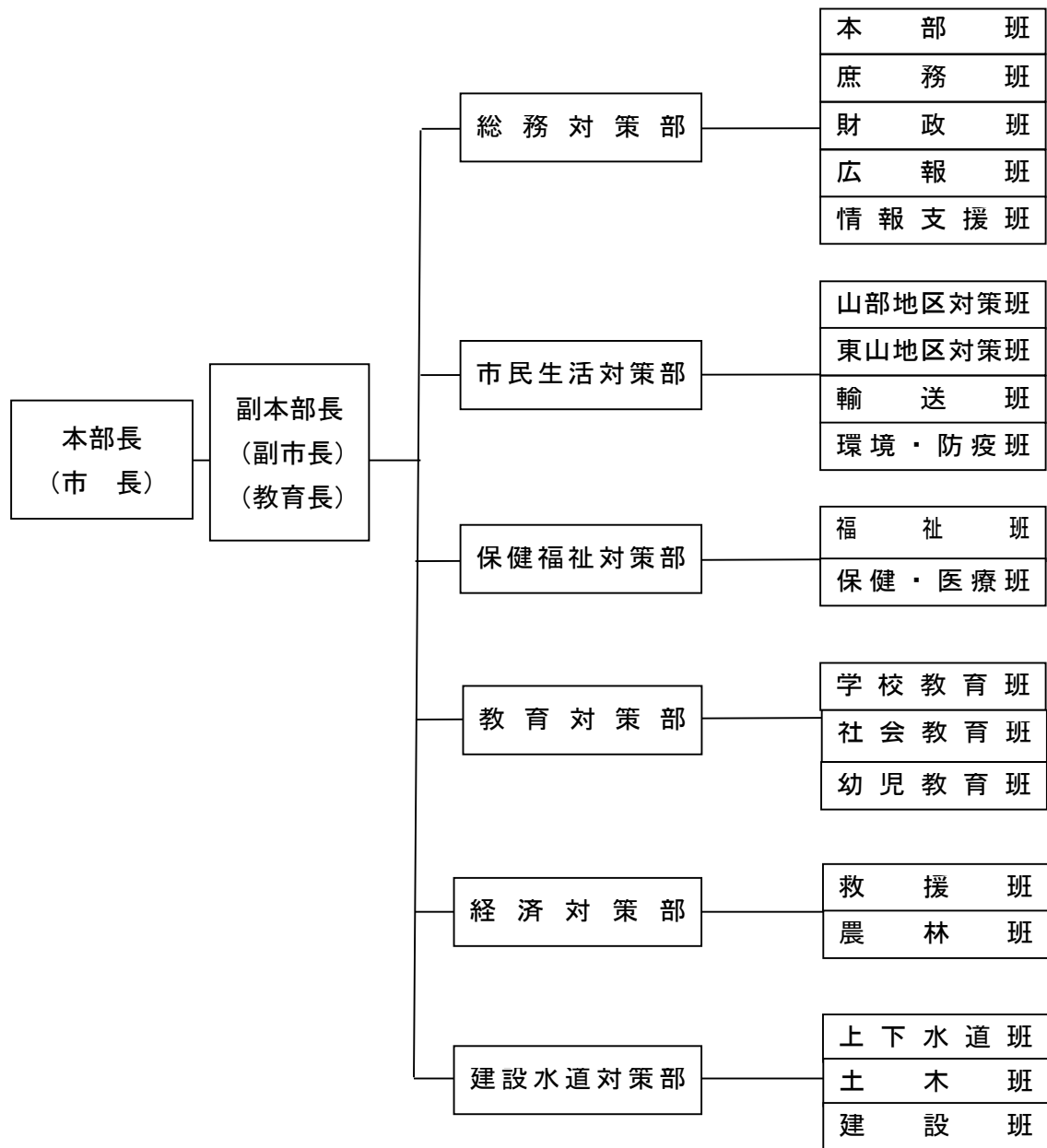
本部の運営等については、富良野市災害対策本部条例の定めるところによる。

6. 非常警戒本部

市長は、本部設置には至らないが次の各号のいずれかに該当するときは、災害対策本部に準ずる組織として副市長を本部長とする非常警戒本部を設置し、災害対策を行うものとする。

- (1) 気象注意報が発表され、推移を見ながら対策を行う必要があるとき。
- (2) 局地的に軽微な対策を行う必要があるとき。
- (3) 災害対策本部の設置前に災害応急対策を行う必要が生じたとき。(災害対策本部廃止後に災害応急対策を行う必要が生じたときを含む。)

■別図1 富良野市災害対策本部組織図



■別表1 富良野市災害対策本部事務分掌

部	班	構成	分掌事務
本部会議		本部長 副本部長 各対策部長 広報班長	1 避難勧告・指示区域の決定に関する こと。 2 警戒区域の設定に関する こと。 3 応急対策の総合調整に関する こと。
総務対策部 部長 総務部長	本部班 (班長) 総務課長	総務課 総務係 地域情報係 統計係	1 本部会議及び本部の総括に関する こと。 2 本部の設置、廃止に伴う通知に関する こと。 3 職員の非常招集及び動員に関する こと。 4 防災会議その他関係機関との連絡調整 に関する こと。 5 気象予警報等の受理及び伝達に関する こと。 6 各部との連絡調整に関する こと。 7 北海道及び他市町村に対する応援派遣 要請に関する こと。 8 自衛隊の派遣要請依頼に関する こと。 9 防災行政無線等通信機能の総合的運用 に関する こと。 10 災害記録及び防災記録の総括に関する こと。 11 被害状況調査の取り纏めの総括及び報 告に関する こと。 12 救助法に基づく救助の実施の総括に関 する こと。 13 行方不明者の把握等に関する こと。
	庶務班 (班長) 総務課長	総務課 職員係	1 職員の出動状況の記録に関する こと。 2 警戒区域立入りに関する証明書発行に 関する こと。 3 災害対策従事者の公務災害補償に関す る こと。 4 労務供給対策に関する こと。 5 災害に対する相談、苦情等の処理に関 する こと。

			6 災害見舞者及び視察者の応接に関する こと。
	財政班 (班長) 財政課長 (副班長) 財政課主幹	財政課 会計課	1 公有財産の被害調査及び応急対策に関 すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 本部職員その他出勤者に対する食糧・衣 服等の調達及び配布に関すること。 4 車両の確保及び配車に関すること。
	広報班 (班長) 企画振興課 長	企画振興課	1 住民に対する災害情報等の広報に関す ること。 2 避難勧告等の伝達に関すること。 3 災害現場写真の撮影記録に関すること。 4 報道機関への情報提供に関すること。 5 被災地及び避難所における公聴に関す ること。
	情報支援班 (班長) 税務課長	税務課	1 初動期における生命危険情報の収集に 関すること。 2 一般家屋被害調査及び被災世帯調査に 関すること。 3 り災証明に関すること。
市民生活対策 部 部長 市民生活部長	山部地区対 策班 (班長) 山部支所長 東山地区対 策班 (班長) 東山支所長	山部支所 東山支所 東山公民館	(両班共通) 1 支所管轄地域内の災害被害調査及び情 報収集並びに連絡に関すること。 2 防災行政無線の中継に関すること。
	輸送班 (班長) 市民課長 (副班長) 市民協働課	市民課 市民協働課 ふれあいセ ンター	1 物資及び人員応急輸送に関すること。 2 人的被害調査に関すること。 3 避難所(地域会館等)の開設に関するこ と。 4 福祉避難所の開設・運営に関すること。

	長	議会事務局 監査事務局 選管事務局	
	環境・防疫班 (班長) 環境課長	環境課 リサイクル センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の処理及び埋葬に関する事。 2 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事。 3 災害時の公害防止対策に関する事。 4 避難所におけるごみ処理及び仮設トイレのし尿処理に関する事。 5 衛生施設被害状況調査及び応急対策に関する事。 6 死亡獣畜(家畜を除く。)の処理に関する事。 7 被災地の防疫活動に関する事。
保健福祉対策部 部長 保健福祉部長 副部長 看護専門学校長	福祉班 (班長) 福祉課長 (副班長) 高齢者福祉課長	福祉課 高齢者福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居老人、障がい者の安否確認及び救出に関する事。 2 住民の避難誘導に関する事。 3 避難所の開設・運営に関する事。 4 福祉避難所の開設・運営に関する事。 5 被災者の給食炊き出しに関する事。 6 被災者への被服、寝具その他生活必需品の調達及び給与に関する事。 7 日赤その他民間団体との連絡調整に関する事。 8 義援金の募集及び配分に関する事。 9 被災者に対する見舞金に関する事。 10 被災者に対する生活保護に関する事。 11 福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。
	保健・医療班 (班長) 保健医療課長	保健医療課 看護専門学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災者に対する保健指導に関する事。 3 緊急医薬品、衛生用品の調達及び供給に関する事。

	(副班長) 看護専門学校事務課長		<p>4 医療救護所の開設に関すること。</p> <p>5 医師会及び歯科医師会との連絡調整に関すること。</p> <p>6 被災者の保健・医療に関すること。</p>
教育対策部 部長 教育部長	<p>学校教育班 (班長) 学校教育課長</p> <p>社会教育班 (班長) 社会教育課長</p> <p>幼児教育班 (班長) こども未来課長</p>	<p>学校教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>生涯学習センター</p> <p>こども未来課</p> <p>図書館</p>	<p>1 学校長及び園長に対する避難勧告等の伝達に関すること。</p> <p>2 避難所の開設・運営に関すること。</p> <p>3 教育施設、保育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>4 児童生徒の応急教育対策に関すること。</p> <p>5 被災児童生徒に対する教科書及び学用品等の給与に関すること。</p>
経済対策部 部長 経済部長 副部長 商工観光室長	<p>救援班 (班長) 商工観光課長 (副班長) 中心街整備推進課長</p>	商工観光室	<p>1 被災者の救援に関すること。</p> <p>2 観光客の避難誘導支援に関すること。</p> <p>3 救援物資材の調達に関すること。</p> <p>4 市場、商工業の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>5 被災商工業者の援護対策に関すること。</p> <p>6 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>7 一般ボランティア活動の受け入れ及び調整に関すること。</p>
	<p>農林班 (班長) 農林課長 (副班長) 農業委員会事務局長</p>	<p>農林課</p> <p>農業委員会事務局</p>	<p>1 農林業の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被災地の病虫害防除に関すること。</p> <p>3 被災地の家畜の防疫に関すること。</p> <p>4 死亡獣畜(家畜)の処理に関すること。</p>
建設水道対策部	<p>上下水道班 (班長)</p>	上下水道課	<p>1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>

<p>部長 建設水道部長</p>	<p>上下水道課 長</p>		<p>2 被災地における飲料水確保及び給水に関すること。 3 水道被害情報等の広報に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 仮設トイレの配置に関すること。 6 下水道被害情報等の広報に関すること。</p>
	<p>土木班 (班長) 都市施設課 長 (副班長) 都市施設課 主幹</p>	<p>都市施設課 地籍調査課</p>	<p>1 土木関係の被害調査に関すること。 2 道路、河川、橋、堤防等の保護及び応急対策に関すること。 3 道路の通行禁止及び制限措置に関すること。 4 危険区域の警戒巡視に関すること。 5 応急対策に必要な資器材等の調達及び輸送に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 都市計画関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	<p>建設班 (班長) 都市建築課 長</p>	<p>都市建築課</p>	<p>1 公共施設(建築物)、公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 一般住宅の復旧相談に関すること。 3 一般宅地の被害調査及び応急復旧の指導及び実施に関すること。 4 応急仮設住宅の設置に関すること。</p>